

- 内容 【 2. 報告事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 田村 克弘 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

市道において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

- 1 別紙市道において発生した事故による損害賠償表のとおり
- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い 三井住友海上火災保険株式会社道路賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年8月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線 2711 47-1835ダイヤル

1 市道において発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和7年7月18日	302,940円 (302,940円)	10割	令和6年11月3日、太田市飯塚町1366番1先の市道において、市道側溝蓋が破損し穴が開いていたところへ歩行中の相手方が足を落とし転倒受傷したため、相手方に損害が生じたものである。
2	令和7年7月18日	38,270円 (38,270円)	10割	令和7年3月16日、太田市本町50番18先の市道において、相手方の親族が相手方所有の乗用車を運転中、当該市道の石畳を左前輪タイヤが通過したところ該当石畳が破損し、破損した石畳の破片に当該乗用車の左後輪タイヤが乗り上げ、当該左後輪タイヤ及びホイールを損傷したことにより、相手方に損害が生じたものである。
3	令和7年7月18日	183,920円 (229,900円)	8割	令和7年4月11日、太田市寄合町144番地先の市道において、相手方の親族が運転する相手方所有の乗用車が西進中に、当該市道上の舗装穴の縁に左前輪のタイヤ及びホイールが接触損傷したため、相手方に損害が生じたものである。
合計		525,130円 (571,110円)		

- 内容 【 2. 報告事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

行政事業部長 氏名 富島 公則 (TEL) 0277-78-2842



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市清原町地内の市道において発生した倒木による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 損害賠償の概要

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	市過失 割合	事故概要
1	令和7年7月22日	248,600円 (248,600円)	10割	令和7年2月13日、太田市清原町3番地2号地先において、北西からの強風により市道の街路樹が倒れ、相手方が所有する看板にもたれかかり、当該看板が損傷したことにより、相手方に損害が生じたものです。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上記に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。
- 3 損害賠償金の支払いについては、Chubb損害保険株式会社の賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年8月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 行政事業部 花と緑の課 維持管理係 32-6599 ダイヤル

- 内 容 【 3.連絡事項 】
- 公 開 【 1.可 】
- 公開時期【 1.庁議後 】

福祉子ども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」における職員の黙とうについて

【 目 的 】

8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」（終戦記念日）となっています。国においては「全国戦没者追悼式」が、群馬県においても「群馬県戦没者追悼式」がそれぞれ行われます。本市におきましても、追悼式の趣旨に沿って職員に黙とうをお願いするものです。

【 概 要 】

1 黙とうの実施方法等について

- (1) 日 時：令和7年8月15日（金）正午から1分間
- (2) 方 法：当日、ラジオ放送（NHK第一放送）で正午の時報を合図に1分間の黙とうをします。
- (3) 周知方法：令和7年8月15日（金）の朝の庁内放送で職員に周知します。

2 その他

(1) 「原爆の日」の黙とうについて

広島市及び長崎市に原子爆弾が投下されて80年目にあたります。

両市では、被爆80周年の慰霊及び平和記念式典を行い、原爆で亡くなられた人々の冥福と世界恒久平和の確立を祈念するため、鐘を合図に1分間の黙とうを捧げることとしています。

本市の職員もそれぞれの原爆投下時刻に合わせて1分間の黙とうをお願いします。

- ・「原爆の日」 広島市：8月6日（水）午前 8時15分
- 長崎市：8月9日（土）午前11時 2分

(2) 太田市戦没者等追悼式について

日 時 9月26日（金）10時開式
会 場 太田市民会館

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 社会支援課 管理係 内線 2521

令和7年9月太田市議会定例会日程表

9 / 4 ~ 9 / 30 (27日間)

月 日	曜日	日 程
8月21日	木	*一般質問通告受付開始
22日	金	
23日	土	
24日	日	
25日	月	*一般質問通告締切 (午後 3:00)
26日	火	
27日	水	
28日	木	招集告示
29日	金	会派代表者会議 (午前 9:30) 議会運営委員会 (午前 10:30) 全員協議会 (午後 1:30)
30日	土	
31日	日	
9月 1日	月	
2日	火	
3日	水	
4日	木	本会議〔第1日〕 (午前 9:30) 一般質問
5日	金	本会議〔第2日〕 (午前 9:30) 一般質問
6日	土	
7日	日	
8日	月	本会議〔第3日〕 (午前 9:30) 一般質問、議案説明
9日	火	議案検討日 *発言通告締切 (午後 5:00)
10日	水	事務整理日
11日	木	本会議〔第4日〕 (午前 9:30) 議案に対する質疑、委員会付託等
12日	金	事務整理日
13日	土	
14日	日	
15日	月	敬老の日
16日	火	総務企画委員会 (議会第1会議室) (午前 9:30) 市民文教委員会 (議会第2会議室) (午前 9:30)
17日	水	健康福祉委員会 (議会第1会議室) (午前 9:30) 都市産業委員会 (議会第2会議室) (午前 9:30)
18日	木	事務整理日
19日	金	事務整理日
20日	土	
21日	日	
22日	月	決算特別委員会〔第1日〕 (議場) (午前 9:30)
23日	火	秋分の日
24日	水	決算特別委員会〔第2日〕 (議場) (午前 9:30)
25日	木	決算特別委員会〔第3日〕 (議場) (午前 9:30)
26日	金	事務整理日 *発言通告締切 (午後 5:00)
27日	土	
28日	日	
29日	月	事務整理日 ※議会運営委員会 (午前 9:30 必要に応じ開催)
30日	火	本会議〔第5日〕 (午前 9:30) 委員長報告、追加議案等